

■ 令和2年度 第5回 男女共同参画審議会

日時：令和2年11月12日（木）午後3時から

会場：万代市民会館4階 403・404 大研修室

（関島会長）

よりよい計画に向けて引き続きご意見をお願いいたします。

第4次男女共同参画行動計画案について、策定部会長の指田委員から、策定部会の4のポイントについてのご説明をお願いします。

（指田委員）

前回10月15日審議会の審議会後、29日の策定部会で話をもみ込み、主に3点まとめました。

一つが、性的マイノリティに関する記述をどのようにしたらいいか。今回、皆様のお手元にある第4次の計画案の18ページ、「また、」から始まる部分を削除しました。2点目として、24ページの防災に関する男女共同参画の部分。もう一つが、政治参画の部分に関して、市は政治家を養成するという立場ではないので、その書き方に関するものです。いろいろ挙がり、この点について詳しくは事務局から説明します。

（事務局）

前回の策定部会では、部会長からご説明いただいた3点を主にご検討いただきました。まず、性的マイノリティについて、どう盛り込むかということは18ページに記載しました。

前回の審議会では、目標5ではなく目標1の「男女の人権の尊重」に盛り込み、本文の最後のほうに一文を加えることでどうかというご提案があり、これを受けた案が赤字の記載のとおりです。

2点目の防災における男女共同参画について、女性の視点からの配慮に関する記載です。24ページをお開きください。前回、災害発生時や避難所の運営における女性の視点の配慮の必要性についての表現がやや弱いのではないかとご意見をいただきました。策定部会で検討した結果、防災における男女共同参画のパラグラフの2段落目の赤字にあるとおり、その前段の1段落目に、「女性の視点からの配慮の必要性が強く認識されるようになった」という記述を受け、さらに2段落目の防災施策の課題認識として、もう一度改めて「女性の視点に配慮するとともに男女のニーズの違いを理解し、」と続けることといたしました。なお、同じパラグラフにある1段落目の訂正につきましては、のちほどご説明いたします。

3点目、政治分野における女性の参画につきまして、政治分野への女性の参画を進めるた

めの取組について、前回の審議会でご意見をいただきました。こちらは、女性のエンパワーメントの推進に関連して、政治分野への女性参画を進めるために、情報や学習機会を提供することについて記載をしてほしいというご意見や、市の政策方針決定過程への参画の拡充に関連し、政策を作る側の女性の登用や、参画に関しての言及がないのではないかとご意見のほか、市議会をはじめ、政治分野に関する取組を市役所の政策に記載することが難しいのであれば、民間の市民団体との協働に留めるということはいかがかというご意見や、政治参画の分野のジェンダー格差が大きいことで、ジェンダーギャップ指数が今、低ランクに位置づけられている一因ではあるものの、具体策が学習機会の提供ではないのではないかとご意見、さらには行政の計画に「政治」という言葉はやや直接的過ぎるので表現を変えてはどうかという、様々な観点でご意見をいただきました。

これらの意見を踏まえ、策定部会で引き続き検討し、20 ページの具体的取組を修正しましたので、20 ページをお開きください。こちらは、目標 1 の具体的取組で（2）の赤字の箇所のイになりますが、こちらが修正案となっております。

前回の審議会では、目標 2 を念頭にご意見をいただきましたが、やはりここに位置づけると、どうしても、直接的に女性議員を育てるかのように結びつく印象になる恐れがあることから、女性議員が少ないことによる問題意識に焦点を当てるのであれば、目標 1 に位置づけることで行政としては取り組みやすいということで、女性が政策方針決定の場に参画していないことでどのような問題が起きるのかなども情報提供することとし、ご覧いただいている目標 1 の（2）①イまたはウに位置づけることを検討した結果、その両者を一本化しても差し支えないのではないかとということになり、今回の修正に至っております。

ただ、各分野において女性の登用を進めた結果、政治分野に関心をお持ちになる方もいらっしゃるでしょうから、このように地方自治体が直接的に議員を輩出するのではなく、間接的に政治分野における男女共同参画を推進する意味において、21 ページの目標 2、附属機関等の女性委員比率の状況、こちらのパラグラフの本文の中で、赤字で修正を加えておりますが、市政を行うにあたっては、実際に事務事業を行う私どもの執行機関のほかにも、市の意志決定や方針を決定する機会という議決機関がございますので、政治を含めた市政への参画という意味で、21 ページにありますように目標 2 に追記したのも加えています。

全体の策定部会で、主に議論した 3 点につきましての説明は以上です。

そのほか、少し修正を事務局で加えた箇所がございますので、そちらもまとめてご説明申し上げます。

第 1 章の 3 ページをご覧ください。最初の行の赤字の修正ですが、2 ページから、新型コロナウイルスの感染拡大に起因する様々な影響について記載をしている箇所になりますが、

非正規雇用労働者に対する雇用調整についての課題が見られる状況になってまいりましたので、この度、このような課題についても記載いたしました。

5 ページにお移りください。社会状況について記載した箇所です。人口につきまして、図 1—1 のグラフに令和 27 年の推計をグラフ上は追加いたしました。本文はまだ反映されておきませんので、今後修正をいたします。加えて、図 1—2 にも最新値としまして、令和元年度の数値をグラフに追加しておりますので、今後、本文もグラフに合わせて修正いたします。

そして、第 3 章の 24 ページをお開きください。防災における男女共同参画のパラグラフで、1 段落目から始まる赤字の修正ですが、「ジェンダーに起因する諸課題」という記載がありました。実は、この「ジェンダー」という言葉が、ほかの目標では目標 1 ですら使われていないにもかかわらず、防災の部分で突如用いていることを改めたく、具体的にどのような課題なのかを記載することで言い換えることといたしました。

37 ページをご覧ください。こちらの目標 4 は前ページから続く、仕事と家庭生活の両立に向けた子育てや介護等の環境整備についての記載です。図 4—7 および、図 4—8 のグラフで示している保育が必要な児童数の増加や、高齢者人口の増加の現状、それを踏まえたサービス基盤の整備につきまして、本文の記載を修正いたしました。

40 ページでございます。具体的な取組の、④ア、「ひとり親家庭が安心して」で始まる場所ですが、かなり長いセンテンスであることと、同じセンテンスの中に重複して、「就労に関する支援」という記載がございますので、アの 3 行目にあります「生活困窮者自立支援法～」で始まるここで一旦センテンスを区切らせていただきたいと思います。お手元の資料には反映されておきませんが、そのように文章を区切ることといたしまして、こちらは目標 6 にも同じ記載がございますので、同様に対応させていただきたいと思います。

そして、第 5 章、61 ページには、計画の進行管理につきまして、PDCA サイクルの図を追加いたしました。

最後に、指標一覧が 63 ページでございます。目標 1 の一番先頭の成果指標、市民の性別役割分担意識という考え方を否定する人の割合というものがございましたが、基礎調査に合わせて、男は仕事、女は家庭（家事・育児）という考え方に反対する人の割合というふうに修正をいたしたいと考えております。

もう 1 点、数値の修正です。同じく目標 1 で赤字でお示ししております指標の項目 6、7、8 につきまして、アルザの講座利用者満足度などございますが、より正確な記載方法に改めております。続く 64 ページの目標 3。項目で申し上げますと、21 番目の指標でございます。女性の有業率の現状値ですが、改めて確認いたしましたところ、80.4 パーセントとなりま

したので、こちらで訂正させていただきます。資料1に関する説明は以上です。

併せて、計画案に付随して資料2については、前回の審議会で用語の注釈について候補をご覧いただきました。その一覧にもう少し一部追加し、それらに対する説明文を追加したものが資料2となっております。それぞれの説明文の参照元も資料の右側に参考に記載しています。元々の第3次男女共同参画行動計画や、国の男女共同参画基本計画、内閣府が説明している用語集などを参考にして、説明文を考えて記載しております。

なお、これらの注釈ですが、該当する用語に脚注番号を付しながら、出現するページの下に説明文を追加していく、そのようなイメージで考えております。

(関島会長)

ありがとうございました。それではご質問やご意見がありましたらお願いします。

(鈴木委員)

24 ページの「防災における男女共同参画」のところに災害時のときの問題点を具体的に明確に書いたということはよかったと思います。

しかし私の本来の希望は、具体的な項目のところ、実は「男女のニーズの違い」と入れずに、こういう場合は「女性のニーズ」でいいのではないかという案だったのですけれども、そこではちょっとということで、ここに「女性のニーズ」という言葉を入れたらどうかという話し合いになりました。

2段落目の「災害時における～」のところ、**「男女のニーズの違い」**を、**「女性のニーズに配慮するとともに」**に直してくださるところ、私はその場では納得したつもりなのですが、**「女性のニーズに配慮するとともに男女のニーズの違い」**というふうに直されていたので、私が策定部会での納得した内容と少し違うように思います。

(事務局)

前回の策定部会では、「女性の視点からの配慮」というところで議論が進みました。というのも、「ニーズ」という表現が重複してしまいますので、去る策定部会では「女性の視点からの配慮」がもう少し2段落目でも分かるように話が進んでいったということだと記憶しています。

前段の第1段落目の最後のまとめのところ、防災対策の推進に関して、女性の視点からの配慮の必要性が強く認識されるようになったので、それを受けて市の防災施策に関しても、その女性の視点に配慮することが重要だ、必要だと一度念押ししたうえで、元々書いてあるとおり、男女の違いのニーズを理解する。そのように、女性の視点という表現を改めて、1段落目を受けて、2段落目でもなおも念を押して確認する意味で2段落目でも追加し、「ニーズ」だと前後で表現が重複するため、「視点」という文章表現に変えました。

(鈴木委員)

ありがとうございました。基本的に受け取り方が違ったと思うのは、「男女のニーズの違いを理解し」という文言はいらぬのではないか、「女性のニーズに配慮するとともに、」というふうにもうすぐ次に続けていいのではないかと思い、「男女のニーズの違い」をなぜここで入れるのでしょうか。

皆さんにお聞きしたいのは、「男女のニーズの違い」と言ったほうが、「女性のニーズ」にも思いも喚起されることになるのかどうか分からない。「男女のニーズの違い」というのは、この場合はいらぬのではないのでしょうか。

(関島会長)

防災の現場では、女性特有のニーズがあることや女性に負担が生じやすいという現状に対する理解はきっと共通されていると思いますし、それに対して、現状や望ましい姿をどのようにイメージし表現するかということだと思うのですが、私としては女性の視点で配慮することで男女のニーズの違いを理解し、ということと特に違和感を持たなかったのですけれども、もっとニーズを前面に出した表現に配慮するということはもう先に書いてあるから、ニーズだけでいいのではないか。ニーズというものは、結局のところ男女で違うわけで、女性により必要なニーズといたしますか、支援が求められるニーズが生じる現場であるから、それだけを表現しておけばいいのではないかというご意見です。そのほか今のままだも十分伝わっているとか、やはり女性のニーズについての表現を採用したほうがいいのかご意見をいただければと思うのですけれども、いかがでしょう。

(西條委員)

災害時の男女のニーズの違いは多分あると思います。

WWAは東日本大震災や中越地震の際、会員の意見を聞いて被災地への支援物資など用意したのですが、東北の震災のときに被災地に行ってきた会員が、必要だと思ったものは化粧水や乳液など身だしなみのものだと言っていました。生理用品やおむつはたくさんくるのだけれども、顔を洗ったあとに顔につけるものがないという話があって、なるほどと思って化粧品を送ったことがあります。多分、こういうものが男女のニーズの違いなのだと思います。

そもそも、行動計画は女性だけでなく、男性の方にも見ていただくものだとすると、女性の「視点」に配慮は必要で、例えば性被害などもある。ここで、加えて女性の「ニーズ」と重ねていくと、女性の「ニーズ」とは？と逆に分からなくなってしまうような気がします。

だから、それよりはここに書いてある「男女のニーズの違い」として、女性だったら、汚れた髪は嫌だから髪の毛を覆うための身だしなみに関するものがあつたらいいのかとか。男性の方があつたら嬉しいものがあるのかもしれない。ということで、「男女のニーズの違い

を理解し」、でいいのではないかという気がします。

どこに落としどころをもっていくのか、どこまで細かく考えるのかによって表現方法は変わってくると思いますが、そのときにならないと見えない部分があると考え、男性のことも男女のニーズとして入れる今の表現が収まりがいいような気がします。

(大瀧委員)

私も、今の西條委員の意見にかなり近く、基本的には、「男女共同参画行動計画」なので男性も見出し、男性も常に強い男性ばかりではなくて、場合によっては弱者になるような男性などもいらっしゃるということに配慮すると、「男女」という形で載せておくほうが、男女のニーズの比較によって、女性のニーズが行き渡るところもあると思うので、女性、女性と言うよりも男性と女性の違いをきちんと整理したうえで対応しましょうといったほうが、より明確になると思います。原案のほうがすんなり読めるように思います。

当然、最初の段落のところで、「女性の視点から」ということの、女性を中心にした部分のキーワードも入っていますし、それを受けて、男性と女性のニーズをきちんと見極めたうえで必要な対応をしましょうというところの流れのほうがより、女性と男性のニーズのコントラストがはっきりしているというふうに私個人としては考えています。

(鈴木委員)

女性の「ニーズ」に特化してもらいたいということが受け入れられなくて、それが女性の「視点」という言葉に変えてあって、この文案を読むと、「女性の視点」を入れて、また「男女のニーズ」という、だぶっている感じがします。

皆さんにお聞きしたいのは、「男女のニーズの違い」と記載すると、「女性のニーズ」ということも際立つものでしょうか。

(虎岩委員)

先回、蛭子委員がおっしゃっていたことに、私はかなり納得しました。ポイントとしては避難所運営などにあって、中立的に作られていると思われている環境が、実は健康な男性を中心として作られている環境であったということに配慮しましょうというか、まずはそこに気づきましょうというふうなはずだったので、それが明確になるような書き方ができるといいと思います。

(蛭子委員)

繰り返しか重複しているということはよく分かりますが、「男女のニーズの違いを理解」というワードによって、単なる重複ではなくて強調になっていると思うのです。結論から言えば、「男女のニーズの違いに配慮するとともに」だけよりも、「女性の視点配慮と男女のニーズの違いを理解」というものが入ったことで、重複といわれるのもわかりますが、逆に

引っかけりがある文章になって心に残るようになっていいると思うので、私は新しいものそのままがいいと思います。

(河野委員)

「女性の視点」という記述で十分に女性サイドは含まれていて、そこにまた「女性のニーズ」とくると何だろうと思うので、ここで「男女のニーズの違い」としたほうが男女で違うのだなと分かるので、私はこの文章でいいのではないかと個人的には思いました。

(大堀委員)

私もこのままのほうがシンプルでいいと思います。私は商売をやっているので、「ニーズ」は基本的に商売のもとだと捉えています。ニーズの捉え方は、課題があつてそれに出てきたものです。例えば、お腹が減ったからご飯を食べたいと思うことはニーズではないのです。

女性の視点で問題や課題がいろいろ出てきて、もう、男性向けにしか作られていません、女性専用トイレはありませんといって、具体的なニーズが出てきたときに「対策を講じる」という2段階なので、基本的にニーズに「配慮する」ということはないのですよね。基本的には、配慮することで課題を抽出してニーズが出てくるのです。だから、文脈としては、多分このほうが合っていると思います。

お腹が減った皆さんを、どうやっていろいろなニーズが出てくるのだろうかというときに、昼だったらラーメンがいいのかなどいろいろなニーズを、我々は商売として提供する。ニーズに対応することが商売なので、段階的に考えると女性の視点に配慮するとともにというところが課題の抽出で、そこから出てきたニーズを、いろいろ出てきたのでそこをしっかりと理解することで対策をやりましょうということだと思います。

(虎岩委員)

まとめると、例えば「上記の諸課題の観点から」、「諸課題の観点に基づき、男女のニーズに配慮し」などはいかがでしょうか。

(鈴木委員)

災害時には、女性のニーズはもう生まれているのですから、そういうところの視点というふうにしてほしかったということがありますので、虎岩さんがおっしゃるように「上記諸課題を受けて」ということをはっきりしてもらいたいと思います。

(西條委員)

新潟市の避難所運営マニュアルは女性の視点を活かしたものとなっていますが、いくつかの地震を経験する中で性被害などの問題があることが分かつて運営マニュアルを作ったものだとして理解しています。すでに、問題が一層顕在化するということを経験上分かっているので、「女性の視点からの配慮等の必要性が、強く認識されるようになりました」というふうにつ

ながっているのだらうと思います。

だから、「顕在化した上記の問題」について「ニーズ」ではなくて、「上記の問題」はすでに「視点から配慮の必要性を認識」にもうつながっていて、それをさらに具現化するために避難所運営をはじめ、防災にかかる計画やマニュアル策定などあらゆる防災施策において、「女性の視点に配慮するとともに男女のニーズの違いを理解し」ということにまたつながっていつているのだらうというふうに勝手に読んでいますがいかがでしょうか。

(関島会長)

皆さん、ご意見ありがとうございます。方向性は共有できていると思っています。現状を整理し、マニュアルも作るようなことはもうすでにやっていて、「女性の視点に配慮するとともに」に含まれているのは、現状だけではなくて、もっとこれからも配慮すべき何かというものが出てくるかもしれないという含みがあると私は捉えました。

ただ、それを踏まえて、これらの諸課題のほかにもこれから将来5年間の世の中の動きなどにも対応できるよう、男女のニーズを理解して対応するというところで、皆さんのお話やこの文言が今、繰り返しも少なくすっきりと含まれているという解釈です。そうすると、やはり女性をもっと押したほうが良いという見方もあるのかもしれないですけども、きっとそれは含まれているのではないかと思います。

この文言で、やはりそのニュアンスが汲めないという部分があれば、そこを直すほうが良いかと思います。やはり男性の視点も必要だということはやはりこれから先の男女共同参画的には大事です。今までのニーズは、女性の視点が足りなかったということはもう皆さん明らかになっていて、マニュアルもあるということが前提と考えてというところから話をすればいいのかと思ったのですけれども、いかがでしょう。

(事務局)

様々なご意見をありがとうございました。いろいろお聞きした中で、どうするといいいのかということは、ニュアンス的には原案どおりで大体いいと捉えました。

ちなみに現行の3次計画では、「男女のニーズの違いに配慮した備蓄を推進します」とか、「男女のニーズの違いに配慮します」というようなことですので「男女」と言っており、これを今回「女性のニーズ」というふうに、片方の性だけのニーズに着目するという言葉は男女共同参画の観点から使いづらいように感じていたところでした。ただ、鈴木委員の女性の視点、女性のニーズというそういった思いが強いということもあり、女性の視点ということを重ねて表現させていただきました。

ただ、今いろいろとご意見をお聞きして、原案でいいのかと思っておりましたのですけれども、なおこういう表現がいいというご意見がありましたら、またお聞かせください。



(田中委員)

おっしゃるように、実は3次のとくと全く変わらないといってもいいような状態です。本来であれば、3次は5年間あって、その間にここに書かれたことは改善していて、それでもなお取り残されていることがあれば、そのことを強調して書くべきですが、記述が全く同じで、少し詳しく書いてあるだけということは5年間何も変わっていないということなのか、そうでなければ、5年前に男女のニーズというあまりにも男性中心でやられてこられて、変えなければだめだといったけれども、変わっていないので同じ内容で書かれているという認識でよろしいのでしょうか。

(事務局)

マニュアルは3次計画ができる前から策定してありまして、それ以降も各避難所の運営をしていただく市民の方々にも繰り返しマニュアルの内容をお伝えしております。ですので、取組は継続して実施しておりますし、意識もそれなりに高まっている現状だと認識しています。

女性の視点というものは、だいぶ市民の皆様にも浸透してきたのではないかと感じております。一方、このようなことを常に言い続け、取り組み続けるということもまた大事で、災害時に何が起きるかは分からない部分もありますが、マニュアルを活かしたうえで足りない部分を追加するというのを繰り返していくしかないのではないかと考えております。

(田中委員)

そうであるならば、前の計画で女性に対する意識も現場ではここまで高まってきたという現状を書いたうえで、なおも男女の理由なのか、さらにまだ足りていない部分を次の5年間の計画でやるということを書けばいいと思いますが、5年経った今も前の5年間と全く変わらない現状と課題を抱えているということであれば、逆になぜ現場は変わらなかったかというそのことが課題になってくると思います。

変わってきているということですから、前の計画でこう変わってきたけれどもまだ取り残されたことがあるのでこういうことをやるということが書ければ将来に向けた内容になるのかと思いました。

(事務局)

今の田中委員のご提案を踏まえますと、例えば「災害時における」で始まる段落ですが、避難所の運営や、マニュアルの策定はすでに、十分かどうかは別にして、実際にやってきたということと、今後も引き続き、防災対策について理解して取組を続けることが重要だといったような、そんな文章でまとめていくというようなことでよろしいでしょうか。

(指田委員)

5年前と今回とで、やはり変化があったほうが私もいいと思います。これだけ中身の議論があったということ、一般の市民の方が読んだときに、ここが変わっているのだと気がつくように。審議会の委員の皆さんは専門家であって、ジェンダーという言葉が普通に日常のように使える人たちですが、これを読む方たちはおそらくそれを知らないような方たちもいらっしゃるのでは、その方たちに、5年前と今とで、たしかにこのくらい違っている、こんなふうに進化していますとか、ここがもっと重点的ですよというのは、読んでいる市民側の目線で考えたときには分かったほうがよいと強く感じました。

5年前と具体的にどんなことが違うかといったときに、1段落目は、地震が三つ書いてあります。この地震以外にも、今はすごく大雪が降って電車が止まったり、風水害が多発するなど、新潟だけではなくて、全国的にも気象は大きく変わってきているので、その部分も少し入れたらいかがでしょうか。

もし書くのであれば、1段落目。例えば、「大きな地震や風水害など自然災害が多発して、すごく気候が変化している」という部分。最後の段落のところ、「災害発生時のみならず」というところで、平常時においてもこういう災害が多発しているので、より、常に防災意識を高める、3段落目の2行目のところですけども、「女性の参画を拡大し」と書いてあるんですけども、そこをさらに、より女性の参画や視点やニーズなどが非常に、常にそこに意識をおいて考えていく、アップデートしていくという感じのことを少し含ませるといいかと。より女性の視点とかニーズでもどちらでもいいんですけども、常に必要かというような重みを持たせることができるのかと思いました。

(井上委員)

質問です。この防災にかかる計画やマニュアルの策定というものは、行政だけの話を指して言っているということでは捉えていいのでしょうか。例えば、企業だって防災マニュアルやBCPを含めれば、感染症も含めて防災というかそういったものは作っています。隣のページの四角に、「働く場における」というものもあるので、上の段落の課題を受けて作っているのであれば、5年経ってどうだという話については、例えばここに一企業の話、あるいは例えば学校も含めて、いろいろな施設も含めてそれぞれがどう進んでいるかということであれば、まだまだ中小企業は防災計画については男女平等を意識したようなものは多分作っていないし、BCPにしてもなかなか理解できないところがあります。ただし、行政が作っている計画という限定であれば、文章はこれで特に問題がないと思います。5年前を比べたときに、行政だけの計画が5年前とどうなっているのかということであれば、それはそれでお任せしたいと思います。事業所が入ってくれば、また少し違ってきます。

(事務局)

ありがとうございます。ここでは主に行政の計画を書いています。企業のことは想定していませんでした。ただ、市で定めているマニュアルをもとに、地域での防災計画のようなものを地域の防災組織と市の職員、あるいは避難所になっているような学校があれば、そういった学校もメンバーに入って、より実態に即した形で作っていて、それに沿って防災訓練なども行われています。

(井上委員)

最後の「防災体制の整備を進めることが必要です」というのは、だれがだれに向けて言っている言葉なのか。今の話だと、市の作ったマニュアルを受けて、それぞれの団体なり企業に整備を進めることが必要ですと言っているということでしょうか。

(事務局)

基本的には市で進めるというものです。

(井上委員)

行政として進めることは必要だと思っています。審議会が市に対して言っているということであればきちんと、事業所に対しても行政が作るものを参考に、女性の視点も入れて、ぜひ進めることが必要ですとはっきり書いていただいたほうが、我々商工会議所としてはそうなのかと受け入れやすいという気がします。

(事務局)

おそらく、市の防災計画になりますと、市民の活動や企業、特にインフラや公共的な施設の方についての行動などについても定めがあるかと思います。あるいは、避難所運営にあたって物資の供給でご協力いただく企業もありますので、そういう意味では一般の企業にも相当な影響があるものは定めているかと思います。

ただ、個別の中小企業にまでどこまでどういうふうな計画になっているかということは私も承知していません。男女の計画ですから、民間の企業の防災体制にまで踏み込むというよりは、どちらかという市で行う防災体制のことが、まずは念頭にあります。

(小林委員)

少しお話を前戻すと、先ほど、現状をどう改善されたかということで代案として少し示されたのですが、この文章から読んでいくと、1段落目で「配慮等の必要性が強く認識されるようになりました」とあって、だからあらゆる防災施策において、こうすることが大切ですよと言っているにもかかわらず、これで私は納得したのですが、その前に取り組んできましたともう示してしまうと、そのあとまた重要ですよというところがぼけてしまうような感じに私は受け取れました。ですから、先ほどもお話が出ていたのですが、ここはうまく取り組んできた、けれどもこんな課題がまだあるからこうしていくことが大切というふう

な書きぶりだと納得できるのですが、そうでないと後半の部分が少しぼけてしまうという気がしました。

(関島会長)

ありがとうございます。この計画は来週くらいまでにきちんと固めていかなくてはいけないということを聞いているのですけれども、今のご意見をお聞きしていると、一つはこれまでの計画の成果のところ、今回の課題がどこかということを確認に示したほうがいいという。そうでないと第4次の意味はということになるというお話で、事務局からは、私も共感したのですけれども、こういう施策は頭で分かっているけれどもこれが浸透していく、例えば目標を達成していくような目に見えた形の成果というものは、そんなにすぐには表れないのではないかという感じがあります。でも、我々はこれは大事だと思うから取り組み続けています、ということがぼけてしまうようでは、せつかくここまで議論して、女性と男性いるけれども、結局のところ女性がやはりニーズが大きい、深刻であるという事態が把握できているわけで、それをやはり引き続き支援を厚くしていきますというか、行政の支援を厚くしていきますという、今の書き方になっていることに対して異議はございますか。きっと、それが確認できれば、あとは整えていくということになるのかと思うのです。小林委員のおっしゃっていたような、これでいくならこれで、きっとおそらくそれがそんなに皆様のご意見にそぐわないということはないのではないかという感じはするのです。

今回は、これは現状をどう捉えたかという書きぶりであればいいわけですよ。ですので、それがぶれないようなところだけは確認しておきたいと思いますが、今の意見交換をお聞きになって、事務局的にはどういう修正を加えていこうという形でいらっしゃいますか。

(事務局)

たしかに、何をこれまで取り組み、何が課題として残り、何を今後対応していくのかというところは、計画全般を通して成果はきれいに色分けできるものがなかなかなく、息の長い取組だと思えます。ですので、防災に関しましてもどこまでできたか、今現在何が解決されて何が課題なのかというあたりは、防災当局と調整しながら具体的に書いていきたいと思えますので、そこを確認しながら、今の審議会のご意見を踏まえて文章を整理し、恐れ入りますが、事務局側で案を考えたあと、会長と調整させていただく形で案を作成したいと思えますがよろしいでしょうか。

(関島会長)

皆様、今、事務局からの提案につきまして、文言をここでくっきりとクリアなものを提示することは難しいということで、時間の都合もありまして、この記載については今の議論を反映させた形であるということを私が確認したうえで、計画案、最終的なものではなくて

答申するものを定めていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。そのように進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

時間がまた限られてきてはいるのですけれども、はじめのほうの性的マイノリティの扱いを少し修正しているということについてと、政治への参画の計画の踏み込み方についての意見があるようでしたら出していただいて議論を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(虎岩委員)

2点ございます。もう一度、24 ページの赤字で加えていただいた1段落目の1行目、「平常時における固定的な性別役割分担意識」とありますが、その前は「家庭責任の女性への集中」といったということで、ここは意識を問題にしているのか、それとも実践を問題にしているのかが判然としません。ですので、意識であれば「性別役割意識」であるし、性別による分業の体制であれば「性別分業」であるし、どちらかと思ひましてその辺をご検討いただければと思いました。

国の基本法を見ると、いつもこの件に関しては「性別による固定的な役割分担」とあるので、そのようにしてもいいかと思ひます。それが1点目です。

2点目です。18 ページの性的マイノリティですが、性的マイノリティといった多様な性とありまして、これを読むと性的マイノリティが多様な性であるというふうに読めますが、多様な性は性的マイノリティに限らずどんな性も含んでいるということですので、どうしたらいいかと思ひまして。むしろ、多様な性的マイノリティも消してしまう方法もありますが、男女共同参画の取組の推進によっては多様な性のあり方を理解することが必要ですというふうにされたほうが、私としてはすっきりするかと思ひました。

(西條委員)

ジェンダーという言葉がよく分からないとか、LGBTという言葉初めて聞いたという方など、一般の方が読まれるのだとしたら、18 ページの性的マイノリティというところに、「資料2に入っている」と書いてあるように注釈が付いている方がよいと思ひます。性的マイノリティを消してしまつて多様な性と言つてしまうと、人によってはやはり男と女しか思ひ浮かばなかったりすると思うので、例えば性的マイノリティを含む多様な性というふうに変えて、注釈で性的マイノリティとは性的指向や性自認がというように、説明が入つたほうが一般市民の方に伝えるにはいいのではないかと思ひます。

(事務局)

性的マイノリティという言葉が入つたほうが、多様な性とは何だろうというところが伝わりやすいのかと考えて作りました。たしかに、虎岩委員のご指摘も我々も考えていたところでございまして、そこはご意見をお伺いしたいところでありました。もし、虎岩委員が、今

西條委員が言われた「性的マイノリティを含む多様な性のあり方を理解し配慮することが必要です」という、これでもしよろしければこの形でいかせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(虎岩委員)

ご提案は、「性的マイノリティを含む多様な性を理解し、それに配慮する」ですか。配慮することですか。日本語としてはどうですか。

(事務局)

異存はまったくございません。

(関島会長)

注釈が入るのですよね。

(事務局)

性的マイノリティの注釈は入る予定です。

(関島会長)

そうすると、すぐに読めて分かりやすくいいのではないのでしょうか。

(鈴木委員)

40 ページの④ですが、困難を抱える「方」というと少し違和感があります。ほかのところでみんな「人」と言っていないか。

(事務局)

確認して、こういう計画のときにどういうふうに使われているかということを確認してお伝えさせていただきます。

(事務局)

今、虎岩委員からご指摘のありました防災のところの記載ですけれども、ここも少し文章を整備しますし、固定的な性別役割分担意識ではなく、おっしゃるとおり、性別による固定的な役割分担について、意識を問題視しているのか、意識に基づいて行った行為が顕在化することで、それを問題と捉えるのかということは、もう少し考えさせてください。

(指田委員)

24 ページの意識と行動は両方だと思います。もちろん意識もそうなのですが、そこから派生した行動が実際にあって、それを女性たちが、男性もそうですけれども、苦しめるというところでは意識も行動もと感じています。

別件で、40 ページのひとり親家庭の言葉ですけれども、言葉の定義としてひとり親家庭という定義みたいなものはあるのですか。例えば、DVなどで逃げています、でもシェルターにはいません、籍は入っていますという状態の方たちはひとり親にみなされるのですか。

そういう方たちは、ここに該当するのかどうかはどのようなものなのかと疑問に感じているのですけれども。

(事務局)

ここで支援をしたいという方は、もちろん離婚しないままに避難されてきているDVの被害者で、1人で子どもを抱えて暮らしていらっしゃるという方も現実にはいらっしゃいますので、そういった方ももちろん対象にしていきたいと思っています。

(指田委員)

コロナ禍で、DVを受けているのだけれども、籍が入っているが故に、子どもと逃げているのだけれども、自分のところではなく夫方のほうに給付金がいってしまう、そういう女性が見たときに、これは該当するのかわという疑問がありお尋ねしました。

(大瀧委員)

31 ページの、「企業における男女共同参画の自主的な取組の促進」というパラグラフの下から3行目について、「取組が進んでいない企業に向けては、男女共同参画の推進や働き方の見直しに関する」という、「見直し」という文言になっているのですけれども、こちらをできれば「働き方改革に関する」という形の文言に変えてはどうかと考えています。というのは、国の施策に関しても、働き方改革という言葉が常に使われている部分と、見直しという表現ですと、どちらかというとな歩進んでというような意味合いで、今、働き方に関しては男女共同参画や女性活躍も含め、かなりドラスティックに踏み込んでいきたいという政府の方針もあって、そういった意味で「改革」という言葉を使っています。そういった意味でいうと、男女共同参画に関してのこの部分に関しても、「見直し」という引いた言い方よりも「改革」という言葉に置き換えたほうが、国との施策の整合性もありますし、いいのかというところで、必ずしもそう変えていただかないと困るということではないのですけれども、皆様のご意見で、もし入れ替えられるのであればそういった形のほうが、私としては適切なのかというふうに考えています。

(事務局)

たしかに、働き方改革というほうが。今、もうそういう段階にきていますので、その言葉のほうでいかせていただきたいと思います。ほかに、見直しという言葉を使っている可能性もありますので、そこも含めてまた修正をさせていただきます。

(虎岩委員)

ご意見を伺いまして、そのとおりだと思ったことは、その1段落目に改革する取組が必要とすでに書いてありますのでいいかと思いましたが、ここも意識を改革するのか、あるいは働き方の慣行を改革するのかというところも、やはり意識なのか慣行なのかの整理は少し必

要かと思っております。

(関島会長)

ありがとうございます。意識と行為は、やはり難しくて、意識がないと動かないこともあるし、意識していなくても動けていることもあるし、きっとおそらくひっくるめての改革全体としてきっと動かしていかなければ、きっとここで言っている働き方改革という中身にならない。でも、もしこの計画として、意識から変えていきましょうとか、やはり実態としての時間や分担などを変えていましょうというフォーカスがあるのであれば、今のご意見について、分けて記載をしたほうがいいのかもしいかなと思います。

(大瀧委員)

働き方改革に関しては今、国の動きとしては、働き方改革の意識の機運の醸成ということで、ここ数年動いております。それはどういうことかということ、虎岩委員のおっしゃるように意識の部分からまず改革していきましょうというところですが、ここ数年に関しては、逆に具体的な取組についての指導をしていくというところが並ぶようになってきています。そういった意味でいうと、まず意識のほうを改革していったら、今この段階で意識から具体的な動きにということの、施策的には今は過渡期の段階にきているというふうに行行政としては捉えているというところがございます。流れとしては、そういう感覚で国としては使っているということの補足説明です。

(内山委員)

意見というよりは、少し気になったところです。働き方改革、詳しい方の前で申し上げることも恥ずかしいのですが、同一労働、同一賃金が目玉であったり、有給休暇を5日以上付与するですとか、高齢者の雇用促進みたいな男女とは直接関係ないものも含まれますので、働き方改革関連法と呼ばれているものの、働き方改革とイコールだという表現だと若干誤解を招きかねないのかということが1点です。

また、資料2の注釈リストで、4ページの目標6の45ページの「DV法」とあるのは、一般的にあるのは「DV防止法」と呼ばれています。同じく「リベンジポルノ」は、一般的にはここに書かれているような内容で世間では理解されていますけれども、いわゆるリベンジポルノ法は嫌がらせ目的を要件としていなかったり、元交際相手であることを要件としていなかったりもう少し広いので、その辺をもし考慮されるのであれば、そういうものなのかと思って見ていただければと思います。

3ページの目標4の38ページのところに戻って、セクハラ、マタハラ、パワハラの定義、用語説明はあるのですが、ここのパワハラは今年施行された、いわゆるパワハラ防止法の定義が、おそらくそのまま厚生労働省のリーフから引かれているのかと思うのですけれど



ども、セクハラとマタハラについても一応、雇用機会均等法などに定義がございまして、パワハラの方は法律の堅い言葉が引用されている一方で、マタハラとセクハラは必ずしも法律の用語ではない、どちらかというところのほうの方が分かりやすくていいのかと思いますけれども、そういう言葉が引かれているので、パワハラの方をもう少し分かりやすい言葉にするか、そうでなければ全部法律のかつちりした言葉に変えるか、全部法律に定義があるのに、やや私などが見ていると法律をひっばっているのと引っ張っていないのとがあつて、違和感があるのかと思って拝見していました。

(蛭子委員)

注釈の位置についてですけれども、先ほどの性的マイノリティですが、11 ページの第2章にすでに性的マイノリティなどの性の多様性について出てくるので、場所的にはそちらのほうがいいのかと思うのです。ただ、先ほどの18 ページのところでも性的マイノリティという言葉を使ったほうがいいし、さらに注釈もあつたほうがいいので、こういうものはだぶりで掲載はいいのですか。方針はあるのですか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。この注釈の置き方はいろいろと実は悩んでいまして、ほかの計画でいきますと、巻末などに五十音順に注釈の用語集みたいな形で出ているパターンと、計画の本体のほうに注釈書きで書いていたりするパターンがございまして。

ただ、そうやって何回か登場して、さすがにその都度記載という紙面的にもなかなか余裕がないものですから、主たる記載のところへ挙げて記載をしようかというふうで今、考えていたところでございます。そうしますと、性的マイノリティについては第1章の最初に登場したところというよりは、先ほどご覧いただいていた18 ページのところでの記載と私どもとしては考えていたのですけれども、実際にご覧になる方々から見たときに、それをどうお感じになるかというところの、もしご意見があれば伺わせていただきたいと思ひます。

(関島会長)

参照すべき番号みたいなものがつくのならよいと思ひました。

(事務局)

番号を振って、その番号に対応する説明文というものがセットで、同じページの中で展開されるのがよくあるパターンだと思ひます。

あとは、本来、この用語のポイントとなるべきところで説明文を載せたいのだけれども、それより先んじて、例えば第1章のところでのこの用語が出現したときにどう表現しようかと思ひていて、用語の番号を振ることで、先に登場する用語についてはまた参照のところに参照できるような仕組みもいいのかと思ひてはいます。

おそらく、スタンダードなものとは最初に出現したときに、用語の定義がページの下に入っているものだと思うのですが、この計画を見る方にとってはスタンダードではないやり方もあるのかと、今の時点では思っています。

(関島会長)

初発、初出でなくてもいいかという話ですか。

(蛭子委員)

先ほどの意見は、私は絶対初出でなくてはだめというふうに思って言ったのですけれども、たしかに、初出のところで、何ページかあとに誘導できるのであればそれはそれでいいかと思えます。

(関島会長)

注釈リストのところで、今、ご意見が出ているので追加でお願いしたいのですが、1ページの目標1の20ページというところにある、「自ら発信する能力」がメディア・リテラシーにあてられているのですが、これは違うかという気がして。本文を見ると、おそらくここで注釈をつける対象になる文言が、もう少し長いのであればいいかと思いました。私はそんなに詳しくはないのですが、20ページを見ていただいて、真ん中辺の②メディアにおける男女のところ、アの初めの文章を説明しているのですが、内容から見るとメディア・リテラシーの話をしているようなのです。だから、自ら発信する能力というところは適切かどうか見直しが必要だと思いました。

(井上委員)

先ほど、働き方改革のお話が出たので、ここを直してほしいということではないのですが、委員の皆様にも少し頭の隅においていただきたいと思うことは、男女共同参画と働き方改革はものすごい密接に関係があると思っていますし、働き方改革を推し進めていかなければということです。ただ、一方で働き方改革を、「働き方改悪」だと言っている事業所も少なからずいるということはたしかです。この文章は、比較的柔らかく書いてあるので、そこまで求めませんけれども、いろいろな施策について、「企業の実態に応じた」という枕言葉がどこかにそれぞれあるのだということを皆さんにご理解をいただければと。文言を入れてくれということではないのですが、例えば、男性の育児休業の義務化などそういったものをも全部一律強制的にということが果たしていいかどうかというところも含めて、全部の事業所で同じように一律にはできないということもあるので、この文言の中に隠れているというか、企業それぞれの実態に即して進めていくべきだということがあるということをご理解いただきたいと思えます。

(関島会長)

そのほか、いかがでしょうか。先ほどお話があった、自ら発信する能力（メディア・リテラシー）ってこの注釈リストがありますけれども、でも、これは、メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力ということですよ。メディア・リテラシーって。注釈対象語句が自ら発信する能力という。ここだけなのは違うのかと思いました。長くなりますけれども、情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力まで書いて、（メディア・リテラシー）とするのが正確ではないかと思います。よくご検討いただいております。

あとはよろしいでしょうか。活発にご意見をいただき、大変ありがとうございます。

続いて、今回の改定のポイントについての説明をお願いします。

（事務局）

資料3をご覧ください。今回の計画改定のポイントを1枚にまとめてあります。これは、今後パブリックコメントや、その前に市議会の常任委員協議会に説明するとか、対外的に今度の計画のよりポイントということをお示しする資料でございます。

1、内容については、①女活計画を包含して目標3、4に位置づけて整理したというところ。②目標6に貧困等生活上の困難への支援ということを追加しております。③DV計画における被害者支援機関との連携の強化ということで載せております。④アルザにいがたの機能を計画に明記しました。そのほか、目標6の取組強化ということで、国も進めております性犯罪、性暴力の相談窓口の周知ですとか、デートDV防止セミナーの中学生からの実施について、具体的な取組に明記をしております。こういった内容が、改定のポイントになります。

続いて、構成についてですが、まずは3次計画を5年間やってみてどうだったかという指標の達成状況を記載しているほか、現状と課題で内容に重複している部分がありましたので、それを集約しました。そして、グラフを増やして参考データを該当のページに挿入するようにはしました。

それから、進行管理の方法ですが、指標を大幅に追加して、目標値のある成果指標のほか、状況把握のための参考指標を追加して、そして毎年把握できるような指標を増やして、指標と関連づけて、毎年の評価を行っていく、見やすくしていくというところでやっていきたいと考えております。

そのほか、ここに載せていないのですけれども、製本の際にはコラムのようなものを入れたいと考えております。例えば、SDGsですとかジェンダーギャップ指数についてですとか、アルザにいがたは来年30周年を迎えますけれども、アルザにいがたの歴史ですとか、新潟市独自のネタとして、新潟市には赤沢保育園という日本で初めての保育園がありますといった新潟市らしいネタも入れていながら、コラムを空いたページに入れていきたいと思

っております。

それから、皆様にもう一つお知らせしておきたいこととしては、今の現行の計画の 63 ページになりますが、参考資料というところに策定の経過が載りますけれども、審議会にかかわった皆さんということで、名前と役職名等を載せさせていただきますのでご了承いただきたいと思います。

(関島会長)

ご質問がある方はいらっしゃいますか。それでは、先に進ませていただきたいと思います。最後に、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料 4 をご覧ください。最初の頃の審議会でもお示ししたスケジュールに、今後の予定を加えたものです。来週 18 日に答申を予定しており、今回の議論を踏まえて、事務局で修正し、会長に確認してもらったのちに答申いただきます。その後ですが、12 月中旬に市議会常任委員協議会に報告をして、報告が済み次第、パブリックコメントを 1 か月程度行う予定としております。パブリックコメントの内容、それから反映するものなどをまとめて、3 月にもう一度、どういった結果になりましたということを皆様にご報告しますので、3 月 11 日か 18 日ということで、また審議会を開催させていただきたいと思います。

(関島会長)

ありがとうございました。これで議事を終了いたします。